

回数乗車券の払戻しの特例について

「緊急事態宣言」に伴う、普通回数乗車券・昼間割引回数乗車券を未使用・使用後に限らず払い戻しを致します。払戻しをされるお客さまについては、旅客営業規則に定める所定の計算方法により算出した額を払い戻しいたします。**有効期間が経過した場合であっても、特例により有効期間内に払戻しのお申し出とみなし、当面の間払戻し致します。**

・払いもどし額の計算方法

$$\text{払いもどし額} = \text{発売額} - \text{使用済枚数分の当該区間の普通運賃} - \text{手数料(210円)}$$

【払いもどし額の計算例】

例：高崎－南高崎間（大人片道普通運賃：180円）の大人普通回数乗車券のうち、
11枚中5枚使用しなかった場合。

$$1,800\text{円(発売額)} - (180\text{円} \times 6\text{枚}) - \text{手数料(210円)} = 510\text{円(払いもどし額)}$$